様式第１号

　　年　　月　　日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付申請書

（あて先）千葉市　　　　　区長

 　申請者

住　　所

団体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　（※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

　　　ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請

　　であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

 連絡先電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　　年度地区コミュニティづくり懇談会運営補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の目的及び内容 |  |
| 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎 |  |
| 交付を受けたい時期 | 年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類 | （１）規約及び名簿（２）事業計画書（３）収支予算書（４）その他区長が必要と認める書類 |

様式第２号

千葉市指令　　　第　　　号

住　　所

団体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書

　　　　　年　　　月　　　日付申請のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市　　　　区長　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  円 |
| 補助金交付予定日 |  　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 交付条件 | （１）補助事業の内容、収支計画又は事業計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。ただし、収支計画については、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、変更額が補助対象経費の５分の１に満たないものについてはこの限りでない。（２）補助事業を中止、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業　　の遂行が困難となった場合は、すみやかに区長に報告し、その　　指示を受けること。（４）千葉市補助金等交付規則及び地区コミュニティづくり懇談　会運営補助金交付要綱を遵守すること。 |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内

に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

年　　　月　　　日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市　　　区長

申請者

住　所

団 体 名

代表者職氏名 （※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

　　　ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請

　　であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　　号により補助金交付決定のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業について事業計画の変更（中止・廃止）をしたいので、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付要綱第１１条第１項の規定により申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更（中止・廃止）の理由 |  |
| 変更（中止・廃止）の内容 |  |
| 添付書類 | 1. 変更計画に係る収支計画書

（２）その他区長が必要と認める書類 |

様式第４号

千葉市指令　　第　　　　号

住　　所

団 体 名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書

年　　　月　　　日付で申請のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、次のとおり決定したので、通知します。

年　　　月　　　日

千葉市　　　区長 印

１　承認事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内

に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第５号

千葉市指令　　第　　　　号

住　　所

団体名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業変更（中止・廃止）不承認通知書

年　　　月　　　日付で申請のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業の変更（中止・廃止）承認について、承認しない事と決定したので、通知します。

年　　　月　　　日

千葉市　　　区長 印

１　承認事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内

に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

年　　　月　　　日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金事業状況報告書

（あて先）千葉市　　　区長

申請者

住　所

団 体 名

代表者職氏名 （※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

　　　ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請

　　であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　　号により補助金交付決定のあった地区コミュニティづくり懇談会運営補助金に係る事業の　　　　　年　　　月　　　日現在の遂行状況について、千葉市補助金等交付規則第１０条の規定により報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の着手年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 完了予定年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 補助事業の経過及び内容 |  |
| 添付書類 | （１）経過及び内容を証する書類等（２）その他区長が必要と認めるもの |

様式第７号

 　　　　年　　月　　日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金実績報告書

（あて先）千葉市　　　　　区長

申請者

住　所

団 体 名

代表者職氏名 （※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

　　　ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請

　　であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　号により補助金の交付決定のあった地区コミュニティづくり懇談会運営の実績について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　年　　　　月　　　　日交付 　　計 円 |
| 添付書類 | （１）事業報告書（２）収支決算書（３）その他区長が必要と認める書類 |

様式第８号

千葉市達　　　第　　　号

住　　所

団 体 名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金額確定通知書

　　　　　年　　　月　　　日付地区コミュニティづくり懇談会運営補助金実績報告書により補助金の額について、次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市　　　　区長　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 円 |
| 補助事業の経費精算額 | 円 |
| 補助金の確定額 | 円 |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内

に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第９号

年　　月　　日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付請求書

（あて先）千葉市　　　　　区長

申請者

住　所

団 体 名

代表者職氏名 （※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

　　　ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請

　　であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　号地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書により決定した補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の確定額 | 　　　 円 |
| 交付請求額 |  円 |
| 添付書類 | （１）地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書の写し（２）その他区長が必要と認めるもの |

様式第１０号

年　　　月　　　日

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市　　　区長

申請者

住　所

団 体 名

代表者職氏名 （※）

（※）記名押印又は代表者が署名してください。

　　　ただし、押印又は署名以外の方法により代表者からの申請

　　であることを確認できる場合は記名のみで可。

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

　　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　　　号地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知のあった補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　 円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　 円 |
| 今回の交付請求額 | 　　　 円 |
| 添付書類 | （１）地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知書の写し（２）その他区長が必要と認めるもの |

様式第１１号

千葉市達　　　第　　　号

住　　所

団 体 名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定取消通知書

　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　号により通知した、地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項に準用する第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市　　　　区長　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  円 |
| 取消額 |  　　　　 円 |
| 取消後の交付決定額 |  円 |
| 取消の理由 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内

に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１２号

 千葉市達　　　第　　　号

住　　所

団 体 名

代表者職氏名 様

地区コミュニティづくり懇談会運営補助金返還命令書

　　　　　　年　　　月　　　日付千葉市指令　　第　　　　号地区コミュニティづくり懇談会運営補助金交付決定通知のあった補助金について、千葉市補助金等交付規則第１８条第　項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市　　　　区長　　　　　　　　　　　　　印

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　年　　　月　　　日交付 計 円 |
| 補助金の交付確定額 |  円 |
| 返還すべき金額 |  円 |
| 返還期限 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日まで |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内

に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

内に、千葉市を被告として提起することができます。